

三沢市ふれあいオレンジ広場イベント支援事業実施要項

1. 本事業の趣旨・目的

三沢市ふれあいオレンジ広場（以下「広場」という。）においてイベントを開催する場合における令和6年度の使用料を全額免除し、もって広場の利用率向上とまちなかのにぎわい創出並びに回遊性の向上を図り、地域経済を活性化することを目的とする。

2. 支援対象者

支援の対象となる者（以下「支援対象者」という）は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 三沢市に在住又は通勤する者、若しくは三沢市に事業所を有する事業者で自らが事業主体となること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと及び同条2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (3) イベントを完遂できると認められること。

3. 支援対象イベント

支援の対象となるイベント（以下「支援対象イベント」という）は、次の要件に該当するイベントとする。

- (1) 三沢市ふれあいオレンジ広場で開催され、来街者の増加や飲食・物販の消費等による地域経済への波及効果が見込まれるイベントであること。
- (2) 不特定多数が参加できるイベントであること。
- (3) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるイベントでないこと。
- (4) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるイベントでないこと。
- (5) 政治活動又は宗教活動その他これらに類するイベントでないこと。
- (6) 原則として三沢市ふれあいオレンジ広場全面を使用して行うイベントであること。
- (7) その他支援対象イベントとして不適当であると認められないイベントであること。

4. 支援内容

施設使用料の全額免除

5. 支援対象期間

支援対象イベントは、令和6年4月1日（月）以降に三沢市ふれあいオレンジ広場使用許可申請を行うイベントで、かつ、令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）までの間に実施されるイベントを対象とする。

6. 申請手続き

- ・支援対象イベントを実施しようとする者は、「三沢市ふれあいオレンジ広場イベント支援事業実施申請書」「三沢市ふれあいオレンジ広場使用許可申請書」「三沢市ふれあいオレンジ広場使用料減免申請書」を市に提出する。
なお、同一のイベントに係る各種申請書は同一の申請者名とする。
- ・各申請書は、三沢市ホームページからダウンロードした書類の提出、又は電子申請によるものとする。なお、最初の申請については、広場利用の注意事項について確認を要するため市へ直接申請することとする。
- ・各申請書の提出は、イベント実施希望日の20日前までに行うものとする。

7. 決定の通知

- ・市は、前項に定める申請を受けたときは、支援対象イベントとしての可否を確認し、その結果をイベント実施希望日の5日前までに支援対象者に通知するものとする。
- ・支援対象者は、当該決定通知の後にイベント内容に変更・中止があった場合には、市に対して報告しその承認を得ることとする。

8. 実施報告

支援対象者は、イベントが終了したときは、実施報告書に開催状況のわかる資料（写真、広告物、イベント掲載記事等）及び意見・要望を添えてイベント完了の日から1か月以内に市に提出しなければならない。（電子申請可）

9. 決定の取消し

市は支援対象イベント及び支援対象者が支援の要件に合致しないと判明したときは、イベントの支援を取り消すことができる。

10. 申込の上限

- ・支援対象イベントを実施する際に申請することができる使用期間は、ひとつのイベントにつき連続した3日間までを上限とする。
- ・支援対象イベントにおける支援対象者となれるのは、月1回、年12日までとする。
- ・複数のイベントを開催する時は、ひとつのイベント完了後に次のイベント申請を行うことができる。

11. その他条件

- 支援対象イベントを実施する際は、積極的な広報活動により広く周知を図ってください。
- 飲食を伴うイベントを実施する場合は、上十三保健所へ事前の相談が必要です。期間に余裕をもって遅くてもイベント実施日の1か月前までには事前相談するようにしてください。
- 法定伝染病の発生状況や災害等により、市からイベントの中止を求める場合や営業形態に条件を付す場合があります。この場合において生じた損害については、市はその責任を負わないものとします。
- 施設の消耗品は持参し、施設使用後は清掃をお願いいたします。
- 近隣住民及び通行人に迷惑をかける行為、騒音や悪臭の防止や軽減に配慮をお願いいたします。
- 来場者の駐車スペースは主催者が確保し、近隣店舗に駐車することのないよう配慮をお願いいたします。
- その他、施設の使用に関してこの要項に定めのないことについては、通常の施設使用の例によることとします。

12. 問合せ・提出先

〒033-8666 三沢市桜町1-1-38

三沢市役所 産業振興課 商業振興係

TEL : 0176-53-5111 Fax : 0176-52-7516

Mail: msw_sangyou@misawashi.aomori.jp

HP: <https://www.city.misawa.lg.jp>